宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく岐阜市盛土等許可申請の手引き(第3版)

[本編]

令和7年11月7日

岐阜市 まちづくり推進部 開発・盛土指導課

目次1

第 1	章		概要	
1	_	1	趣旨	
1	_	2	用語の定義	
1	_	3	宅地造成等工事規制区域	
1	_	4	許可を要する工事	
1	_	5	許可を要しない工事	
1	_	6	工事の一体性	
1	_	7	既存の崖	1-111
1	_	8	許可の特例(国又は都道府県等・みなし許可)	1-112
1	. —	9	行政界を跨ぐ工事	1-113
第 2	•		申請等の手続き	
_	2 —	-	許可申請等の流れ	
	2 —		手数料	
2	2 —	3	許可申請に必要な書類等	1-205
第3	•		許可申請の留意事項	4 004
_	3 —	_	岐阜市土地開発事業の事前協議	
	3 —		関係法令等の確認	
	8 —	_	土地所有者等の全員同意	
	3 —		周辺住民への事前周知	
_	8 —		許可申請	
_	3 —		工事主の資力・信用	
_	3 —		工事施行者の能力	
_	3 —	_	設計者の資格	
	3 —		工事の技術的基準(土地の形質変更)	
3	3 —	10	工事の技術的基準(土石の堆積)	1-318
			許可後の留意事項	
-	<u> </u>	_	許可の公表	
	<u> </u>		標識の掲示	
	<u> </u>	_	変更許可申請	
	<u> </u>			
	<u> </u>		%	
			中間検査	
_	. —		/C///	
4	<u> </u>	8	完了検査・確認申請	1-409
	-		その他手続きの留意事項	
			区域指定の際に既に行われている宅地造成等工事の届出	
	<u> </u>			
	<u> </u>			
			公共施設用地の転用の届出	
5	<u> </u>	5	適合証明書	1-505
第6	章	i	経過措置	1-601

目次2

様式編

第7章 申請等様式

7 –	- 1	様式一覧	2-70
7 –	- 2	様式	2-704

本手引は、岐阜市において「許可申請手続き等をする場合」の取扱いを示したものである。

※本手引中の主な略称は、次のとおりである。

法 : 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第百九十一号) 政令 : 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第十六号) 省令 : 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第三号) 細則 : 岐阜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和7年規則第45号)

旧法 : 改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第百九十一号)

<改訂履歴>

第1版 令和7年 4月1日 第2版 令和7年 5月1日 第3版 令和7年11月7日

第1章概要

1-1 趣旨

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされている。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題となっている。

同様の被害が二度と繰り返されることがないよう、盛土等による災害から国民の生命を守るため、従来の 宅地造成等規制法の法律名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下、「盛土規制法」という。)に改正され、 宅地、農地、森林等の土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に 規制することとされた。

盛土規制法では、危険な盛土等を規制するため、都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定できることとし、宅地造成のみならず農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行われる盛土等が許可の対象となった。

本手引きでは、盛土規制法に基づく規制区域内で行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可若しくは届出に係る事務処理等の運用を明確化することで、各工事等の円滑な実施に資することを目的とする。

1-2 用語の定義

(関係条文:法第2条)

本手引き内の用語の定義は、下表のとおりである。

用語	定義
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地をいう。
/\	道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地で政令第2条で定められ
公共施設用地	ているものをいう。
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいう。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいう。
特定盛士等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接
村足盤工寺	し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものをいう。
土地の形質変更	宅地造成と特定盛土等を併せたものをいう。
工地沙沙貝及火	(図 1-2-1 参照)
	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定められており、一定期間(許可日
土石の堆積	から5年以内)の経過後に当該土石を除却するものに限るものをいう。
	(図1-2-1 参照)
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものをいう。(図 1-2-2 参照)
	次の①~⑤までのいずれかに該当するものをいう。
	②石を破砕すること等により土と同等の性状にしたもの
	③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が
土砂	混入したもの
	④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は 無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
	一無機材料等の工具性状を収入する材料での他の性状収入材を超古等したもの ⑤建設廃棄物等の建設副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第四十人
	号。以下「資源有効利用促進法」という。)第2条第2項に規定する副産物のうち建設
	工事に伴うもの)を土と同等の性状にしたもの
岩石	石の他、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう。
±	地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土をいう。
石	地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のものをいう。
	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。
宅地造成等	(図 1−2−1 参照)
出	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く。)をいう。(政令第1条)
崖	(図 1-2-3・図 1-2-4 参照)
工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする
上	者をいう。
工事施行者	宅地造成等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、
七地坦风守工事风间区域	人家等に危害を及ぼしうるエリアをいう。
推壁等 <u>擁</u> 壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他
1)作五 4	の土留をいう。
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土をいう。
	(図 1-2-5 参照)
平地盛土	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない盛土をいう。
	(図1-2-6参照)
腹付け盛土	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない盛土をいう。
	(図 1-2-7 参照)
	政令第7条第2項第2号に規定する以下のいずれかに該当する土地をいう。
	①山間部における、河川の流水が継続して存する土地 ②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈して
 渓流等	②山間部における、地形、草木の生茂の状況をの他の状況が①の土地に類する状況を呈して いる土地
伏 伽守	いるエ地 ③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他
	の①、⑥の工地及いての周辺の工地の地方がら恋だされる果が地域にあって、雨がての他
	(図 1-2-8 参照)
	\\ \(\mathbb{L} = \mathbb{L} \times \mathbb{M} \)

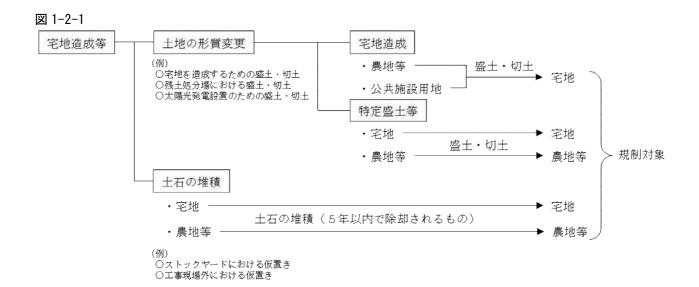
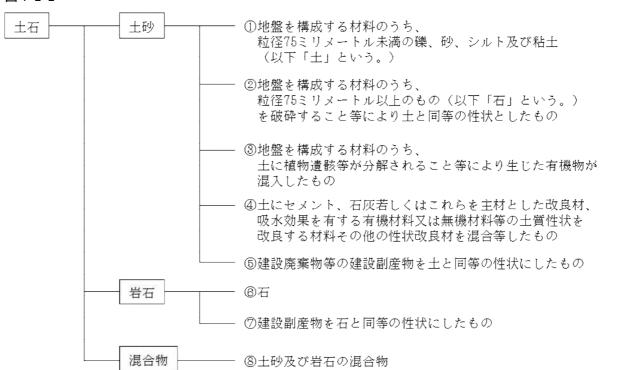
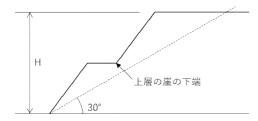


図 1-2-2



第1章 概要

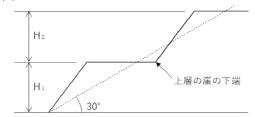
図 1-2-3



一体の崖とみなす場合

下層の崖面の下端からの30度を示す線より、上層の崖面の下端が上にある場合、一体の崖とみなし、崖の高さは下図のHで判定する。

図 1-2-4



別の崖とみなす場合

下層の崖面の下端からの 30 度を示す線より、上層の崖面の下端が下にある場合、一体の崖とはみなさず、崖の高さは下図の H_1 及び H_2 それぞれで判定する。

図 1-2-5



谷埋め盛土

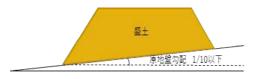
谷や沢を埋め立てて行う盛土

図の出典: 国土交通省・農林水産省・林野庁,

「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」を一部加工

(https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html)

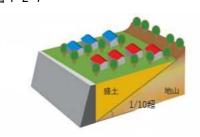
図 1-2-6



平地盛土

勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、 谷埋め盛土に該当しないもの

図 1-2-7



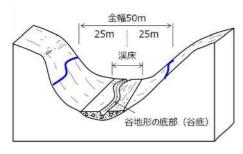
腹付け盛土

勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め 盛土に該当しないもの

図の出典:国土交通省・農林水産省・林野庁,

「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」を一部加工 (https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html)

図 1-2-8



渓流等

次のいずれかに該当する土地をいう。

- ①山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が ①の土地に類する状況を呈している土地
- ③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水 地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が 湧出するおそれが大きい土地

図の出典:国土交通省・農林水産省・林野庁、「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方、令和5年5月」

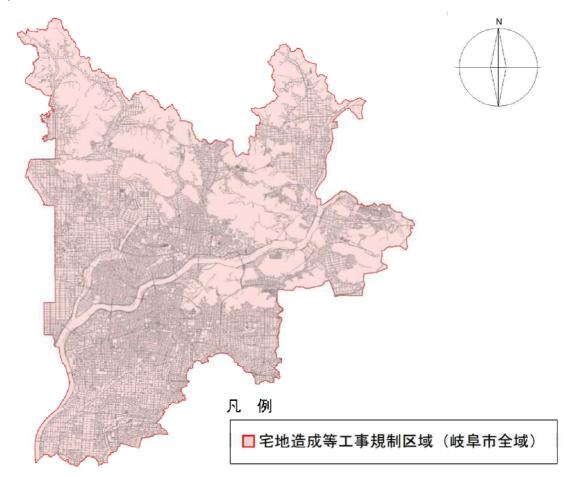
(https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html)

1-3 宅地造成等工事規制区域

(関係条文:法第10条)

岐阜市では、宅地造成等に伴う災害から人命を守るため、**図 1-3-1** のとおり、市内全域を「**宅地造成等工事規制区域**」として指定しており、区域内で新たに行われる工事の規制等を行っている。

図 1-3-1



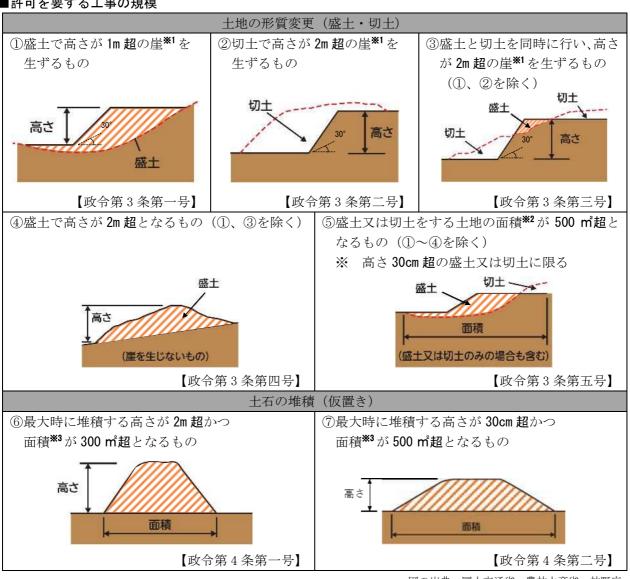
告示番号	告示日	施行日
岐阜市告示第 649 号	令和7年1月14日	令和7年4月1日

1-4 許可を要する工事

(関係条文:法第2条・政令第3,4条・省令第8条第九号,十号イ,ロ)

宅地造成等工事規制区域内において行う土地の形質変更又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超える ものは、工事に伴う災害を防止する観点から、当該工事に着手する前に、許可を受ける必要がある。 許可を要する工事の規模は、下表に示すとおりである。

■許可を要する工事の規模



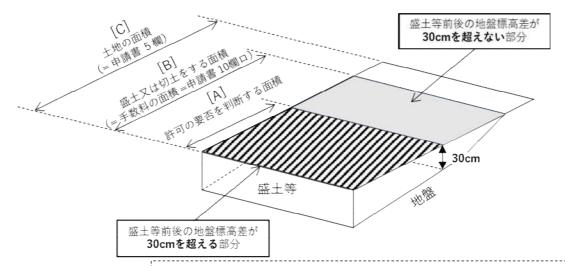
図の出典:国土交通省・農林水産省・林野庁,

「盛土規制法パンフレット (事業者用)」を一部加工 (https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html)

※1:「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除 く) 以外のものをいう。

※2:面積等の算定方法は、図 1-4-1 のとおりである。 ※3:面積等の算定方法は、図 1-4-2 のとおりである。

図 1-4-1

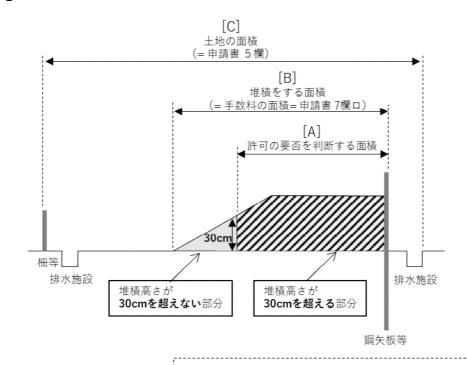


[A]: 許可の要否を判断する面積

[B]: 盛土又は切土をする面積 (=手数料の面積 =申請書 第 10 欄 ロ)

[C]:土地の面積 (=申請書 第5欄)

図 1-4-2



[A]: 許可の要否を判断する面積

[B]: 堆積をする面積 (= 手数料の面積 =申請書第7欄口)

[C]: 土地の面積(=申請書 第5欄)

1-5 許可を要しない工事

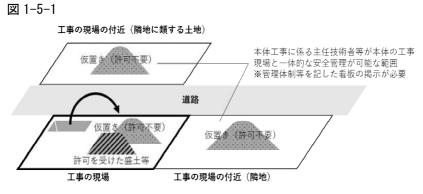
下表に記載する工事については、法第12条第1項に基づく許可は不要である。

ただし、許可等を要しない工事(「公共施設用地で行う工事」を除く。)であっても、規制対象の場合には、 土地所有者等に対して土地の保全義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命 令の対象となる。

■許可を要しない工事

■許可を安しない工 事 区分	具体的な内容
公共施設用地で	道路※1、公園※2、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、
	津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、
行う工事	索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、
法第2条第1項第一号	生活整備法 ^{※3} 第2条第2項に規定する防衛施設、
政令第2条	国又は地方公共団体が管理する下記の施設
省令第1条各項	(学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、
	営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、
※盛土規制法の適用除外	漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
	◎鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置工事等)
	◎鉱業法に基づく鉱物の採取(許可を受けた施業案の実施に係る工事)
	◎採石法に基づく岩石の採取(許可を受けた採取計画に係る工事)
	◎砂利採取法に基づく砂利の採取(許可を受けた採取計画に係る工事)
	◎土地改良法に基づく土地改良事業(農業用用水排水施設の新設等)等
	◎火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	◎家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
	◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
災害の発生するおそれ	◎土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
がないと認められる	◎放射性物質汚染対処特別措置法※4に基づく廃棄物・除去土壌の保管・処分
工事	◎森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
(法第12条第1項ただし書)	◎「国・地方公共団体・一定の国みなし法人」が非常災害のために必要な応急措置とし
政令第5条第1項各号	て行う工事
省令第8条第1項各号	◎高さ 2m以下かつ面積 500 ㎡超の盛土又は切土(政令第 3 条第五号の盛土又は切土に
	限る。)であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事
	◎「高さが 2mを超える土石の堆積(政令第 4 条第一号)」であって、土石の堆積を行う
	土地の面積が300㎡を超えないもの
	◎「政令第4条第一号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の
	面積が 500 ㎡を超えるもの(政令第 4 条第二号)」で、土石の堆積をする厚さが 30 c
	mを超えないもの
	◎工事の施行に付随して行われる土石の堆積 ^{※5} であって、当該工事に使用する土石又は
	当該工事で発生した土石を当該工事の現場 ^{※6} 又はその付近 ^{※7} に一時堆積するもの ^{※8}
みなし許可となる工事	◎国又は都道府県、指定都市もしくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、
法第 15 条各項	許可権者との協議が成立した工事
(公第15条台項)	◎都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事
	<土地の形質変更>
	◎農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為※9 (通常の生産活動、ほ場管理
	のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充でそ
	の前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの)
	◎地中埋設物(建築物基礎等)撤去等の解体工事に伴う床掘及び現況地盤までの埋戻し
	◎「四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせ嵩上げをして平坦になる場合」(図
	1-5-2①) 及び「平坦な面を基準 ^{※10} に工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模
その他の	を超えない場合 ^{※11} 」(図 1-5-2②)
規制対象外となる行為	◎グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
	◎自然災害により被災した土地を被災前の地形に原状回復する行為
	<土石の堆積>
	◎試験、検査等のための試料の堆積
	◎屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における堆積
	◎岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの
	◎「主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場」等の敷地内において堆積
	された商品又は製品の原料となる土石の堆積 ^{※12}

- ※1:「道路」とは、道路法による道路等の「国又は地方公共団体が管理又は監督する道路」をいう。
- ※2:「公園」とは、「①都市公園法による公園」、「②国又は地方公共団体が管理する公園」、「③自然公園 法第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公 共団体が執行する施設」をいう。
- ※3:「生活整備法」とは、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の略。
- ※4:「放射性物質汚染対処特別措置法」とは、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の略。
- ※5:「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法 [昭和24年法律第100号]第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が「本体工事の管理と併せて一体的に管理するもの」をいう。
- ※6:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。 なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場 として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)については、 工事の現場として取り扱う。(図 1-5-1 参照)
- ※7:「その(工事の現場)付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。(図 1-5-1 参照)
- ※8:「工事の現場の付近における土石の堆積」や「やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積」に ついては、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工 事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行うこと。(図 1-5-1 参照)
- ※9:「通常の営農行為」の範疇に含まれるか否かについては、岐阜市農業委員会事務局に対して事前に確認 を行うこと。
- ※10:「四方の土地に既設の水路等がある場合」は、既設の水路等の天端を基準(複数ある場合は「最も低い基準高」)とする。(図 1-5-2 参照)
- ※11:盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の「人工池を埋め立てる場合」等は、規制対象となる。
- ※12:「主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場」等で、「敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合」や「商品又は製品である土石を堆積する場合」は、 規制対象となる。





請負契約図書等に工事の現場として 位置づけられた土地 ※管理体制等を記した看板の掲示が必要

1-6 工事の一体性

工事の一体性の判断は、「**事業者の同一性」「物理的一体性」「機能的一体性」**の観点から総合的に判断し、**「時期的近接性」**は補完的に用いる。

[工事の一体性の判断基準]

事業者の同一性

同一の事業者等の関連性のある事業者が行っている場合等を指す。

物理的一体性

「複数の盛土等が隣接・近接している場合」、「同じ場所に盛土等が繰り返し行われている場合」等を指す。

機能的一体性

事業的・計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われる場合を指す。

時期的近接性

盛土等が行われる時期が近い場合を指す。時期は少なくとも3年以上を目安とする。

※工事の一体性の有無に関わらず、法第22条(土地の保全等)の規定により、土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等(宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。)に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努める必要がある。

1-7 既存の崖

既存の崖に盛土又は切土を行う場合は、図 1-7-1~図 1-7-3 に示すとおり、「新たに盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さ」により、許可対象となるか否かを判断する。

図 1-7-1

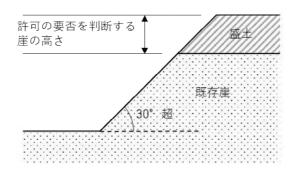


図 1-7-2

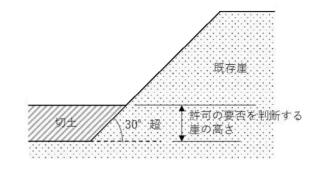
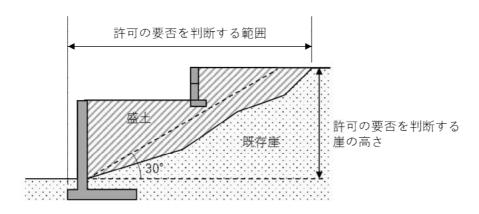


図 1-7-3



[許可対象となるケース(政令第3条第一号の例)]

・400 ㎡の土地において、高さ 0.6mの既存崖上に、高さ 1.1mの崖を生じる盛土を行う場合 「既存の崖を「新たに行われる盛土の基礎地盤」として、既存の崖を含めた全体での安全性確認**が 必要となる。

[許可対象外となるケース(政令第3条第一号の例)]

- ・400 ㎡の土地において、高さ 0.6mの既存崖上に、高さ 0.9mの崖を生じる盛土を行う場合 許可は要しないが、「既存の崖を含めた全体が許可対象規模以上」となる場合は、既存の崖を含めた 全体での安全性確認*が必要となる。
- ※許可の要否に関わらず、法第 22 条(土地の保全等)の規定により、土地の所有者、管理者又は占有者は、 宅地造成等(宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。)に伴う災害が生じないよう、その 土地を常時安全な状態に維持するように努める必要がある。

1-8 許可の特例

I. 国又は都道府県等の特例

(関係条文: 法第15条第1項)

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市(岐阜市)が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって盛土規制法の許可があったものとみなされる。必要な手続きは、下表のとおり。

[必要な手続き]

区分	国や都道府県等が行う工事 (岐阜市長と協議が成立した案件)
許可申請	不要(協議が 必要)
標識の掲示	必要
定期報告	必要
中間検査	必要
変更許可	不要(変更協議が 必要)
変更届	不要(変更協議が 必要)
廃止届	必要
完了検査	必要

Ⅱ. みなし許可

(関係条文:法第15条第2項·法第16条第5項)

都市計画法に基づく開発許可を受けて行う開発行為が、盛土規制法の許可を要する規模に該当する場合、 当該開発行為は盛土規制法の許可を受けたものとみなされる。必要な手続きは下表のとおり。

[必要な手続き]

区分	開発許可を受けた工事 (令和7年4月1日以降許可)
許可申請	不要(都市計画法で手続き)
標識の掲示**	必要
定期報告	必要
中間検査	必要
変更許可	不要(都市計画法で手続き)
変更届	不要(都市計画法で手続き)
廃止届	不要(都市計画法で手続き)
完了検査	不要(都市計画法で手続き)

※「標識の掲示」においては、開発許可を受けた工事の着手時に掲げる標識の様式に「開発許可、 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可済標識」(岐阜市都市計画法施行細則様式第 16 号 の 2) を用いることで、両方の標識を兼ねることができる。

様式は、岐阜市「宅地開発等申請の手引き (<開発許可制度編>第6章 申請図書)」参照。

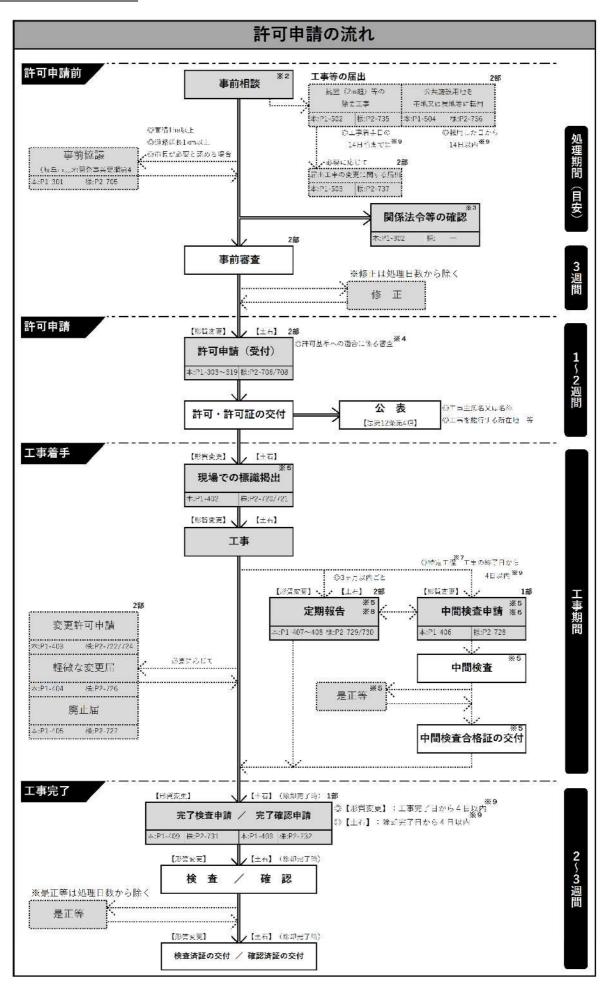
1-9 行政界を跨ぐ工事

行政界を跨ぐ土地において、土地の形質変更又は土石の堆積に関する工事を行う場合、許可権者が異なることから、申請の調整を実施するため、事前に連絡すること。

第2章申請等の手続き

2-1 許可申請等の流れ

許可申請等の手続きの流れを次ページに示す。



凡例

: 申請者(代理人)が実施	行為名称
: 岐阜市(担当課)が実施	本編 【様式編】 該当ページ 該当ページ

注意事項

※1:申請の流れや処理期間は、平地での一般的な許可(擁壁なし・1,000㎡以内)を想定しており、条件によって異なるため、 個別に相談すること。許可申請の標準処理期間(開庁日に限る。)は、「土地の形質変更:30日」・「土石の堆積:14日」となる。

※2:相談内容によっては、回答までに1~2週間程度の時間を要する場合がある。

※3:関係法令等を確認し、必要な手続きを行うこと。

※4:審査内容(土地所有者等の全員同意、周辺住民への事前周知、技術基準、工事主の資力・信用、工事施行者の能力、設計者の資格[5m起海壁・盛土切土1,500㎡超で排水施設の設置時]等)のうち、

「土地所有者等の全員同意|及び「周辺住民への事前周知|は、許可申請前までに行うこと。

※5:都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、「標識掲示、定期報告、中間検査」のみとなる。 なお、「標識掲示」においては、開発許可を受けた対象工事の着手時に掲げる標識の模式に「開発許可、宅地造成又は特定盛土等 に関する工事の許可済標識」(岐阜市都市計画法施行細則模式第16号の2)を用いることで、両方の標識を兼ねることができる。

※6:中間検査は、「一定規模」かつ「特定工程^{※7}を含む」場合に申請が必要となる。(下表参照)

※7:特定工程とは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により産崩れ又は土砂の流出が生ずる恐れがあるときに、「盛土をする前の地盤面」又は「切土をした後の地盤面」に「暗渠排水管を設置する工事の工程」のことをいう。

※8:定期報告は、「一定規模 | かつ「工期が3ヶ月以上」の場合に実施し、3ヶ月ごとに実施すること。(下表参照)

※9:申請期限の末日が「**市の休日**」に当たる場合は、「**市の休日の翌日**」をもってその期限とみなす。

土地の形質変更

行為	許可	中間検奇	定期報告	完了校查
	①盛土で高さ 1m超 の崖	①盛土で高さ2m超の庄		
	②切土で高さ 2m超 の崖	②切土で高さ 5m超 の崖		
	③盛土と切土を同時に行い、	③廃土と切土を同時に行い、		
盛	高さ 2m超 の崖	高さ 5m あ	置の广	
±	(①、②を除く)	(I), (2)	を除く)	
	④盛土で高さ 2m超	④廃土で高さ 5m超		許可対象すべて
切	(①、③を除く)	(①、③を除く)		
±	⑤盛土または切土の	(5)盛土また		
	面積500m超	面積3,00		
	(①~④を除く)	(①~④を除く)		
	※高さ 30cm超 に限る	※高さ 30cm超 に収る		
摘要	_	特定工程を含む場合に限る	工期が3ヶ月以上の場合 に限る	_

十石の堆積

行為	許可	中間検査	定期報告	完了確認
仮置き	①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超②堆積の高さ30cm超かつ 面積500㎡超		①推積の高さ 5m超 かつ 面積 1,500m超 ②推積の高さ 30cm超 かつ 面積 3,000m超	許可対象すべて
摘要	-	I	工期が3ヶ月以上の場合 に限る	\$ 1

備考

【法】:宅地造成及び特定盛土等規制法

【細】:岐阜市宅地造成及び特定盛上等規制法施行細則

【形質変更】:土地の形質変更

【土石】: 土石の堆積

2-2 手数料

(関係条文:岐阜市手数料徴収条例第2条別表第5第8項)

許可申請等に係る手数料は下表のとおり。

■土地の形質変更

盛土又は切土をする土地の面積	許可申請	中間検査申請
金工又は切工をりる工地の 国傾	手数料	手数料
500 ㎡以内	16,000 円	2,900円
500 ㎡超 1,000 ㎡以内	28,000 円	2,900円
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	39,000 円	3,400円
2,000 ㎡超 3,000 ㎡以内	57,000円	4,000円
3,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	66,000 円	
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	90,000 円	5,700円
10,000 ㎡超 20,000 ㎡以内	140,000 円	
20,000 ㎡超 40,000 ㎡以内	220,000 円	11,000円
40,000 ㎡超 70,000 ㎡以内	350,000 円	23,000円
70,000 ㎡超 100,000 ㎡以内	490,000 円	40,000円
100,000 ㎡超	630,000 円	57,000円

■土石の堆積

土石の堆積をする土地の面積	許可申請 手数料
500 ㎡以内	11,000円
500 ㎡超 1,000 ㎡以内	14,000 円
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	16,000 円
2,000 ㎡超 3,000 ㎡以内	20,000 円
3,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	28,000 円
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	32,000 円
10,000 ㎡超 20,000 ㎡以内	38,000 円
20,000 ㎡超 40,000 ㎡以内	53,000 円
40,000 ㎡超 70,000 ㎡以内	72,000 円
70,000 ㎡超 100,000 ㎡以内	110,000円
100,000 ㎡超	130,000 円

■変更許可に対する手数料*(次の①~③に掲げる手数料を合算した額)

①新たに盛土等の土地を追加する変更:追加する面積区分に応じた手数料

②設計変更(①のみの場合を除く) :変更前の土地(又は面積の縮小後の土地)の

面積区分の手数料の 10%

③その他の変更 : 10,000円

※上限額

土地の形質変更: 630,000 円 土石の堆積: 130,000 円

■適合証明に係る手数料 : 350 円/1 通

2-3 許可申請に必要な書類等

法第 12 条第 1 項に基づく許可申請に必要な書類及び図面等一覧を次ページ以降に示す。 なお、必要に応じて、その他の書類及び図面の添付を求める場合がある。

[代理人による申請について]

行政書士法に基づき、行政書士又は行政書士法人でない者が、官公署に提出する書類を 作成する業務を行うことは禁止されている。(他法令に別段の定めがある場合を除く。) ただし、建築を伴う場合は、建築士による書類作成の代理も可能(建築士法第21条)。 ■土地の形質変更に関する工事の許可申請必要書類等 「提出部数:2部(正副各1部)]

■ 土:	地の形質変更に関する工事の許可申請必	要書類等	「 提出部数:2部(正副各1部)]
綴	書類名		[関連法令]
UE	内容	縮尺/	◎備考
順	チェックリスト	様式	○明示すべき事項等
_	□土地の形質変更に関する工事の許可申請必要書類等		◎すべての□にチェックをして提出すること。
	(本ページ及び次ページ)	_	(該当しない書類等は「一」を記載)
	許可申請書	1	[省令第7条第1項][細則第8条第1項]
	□宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令様式第二	
1	┃ ┃ <工事主が【国又は都道府県、指定都市若しくは中核市】の場合>		◎下記の書類は添付不要5 工事主の資力・信用に関する書類
	□宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書	細則様式第6号	6 工事施行者の能力に関する書類
			7 設計者の資格に関する書類
	権利者全ての同意を得たことを証する書類	I	[省令第7条第1項第十号][細則第5条第1項]
	□土地の同意状況調査書 (添付書類は下記①・②のいずれか)	細則様式第3号	
	(部内育類は下記し・2001・940/2-)	神児水入物ック	◎3か月以内のもの
2	□同意書[実印]	参考様式第1	
	□印鑑証明書	—	
	<②の場合>	_	
	□土地の契約書の写し		
	住民への周知の措置を講じたことを証する書類	I	[省令第6条・第7条第1項第十一号]
	<【説明会開催】の場合> □開催の周知節囲が分かる位置図等		◎説明会の開催が必須となる要件
	□開催案内及び開催結果が分かる資料		「第3章3-4 周辺住民への事前周知」 (P1-304~306) 」参照
	(議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等)		○「事前周知」の範囲を明示
3	<【書面配布】の場合>		○「東並用加」の炊冊を叩こ
	□配布した書面 □配布範囲が分かる位置図等	_	○「事前周知」の範囲を明示
	<【掲示及びインターネット】による場合>	1	
	□掲示場所が分かる位置図等		◎掲示場所とインターネット(URLを明示)の
	□掲示状況の写真		両方が必要
	□閲覧ページの写し(URLを含む) 工事主の資力・信用に関する書類	[省4	│ ゔ 第 7 条 第 1 項 第 七 ~ 九 号] [細 則 第 5 条 第 2 項 第 5 号]
	<工事主が【個人】・【法人】共通>		
	□資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	省令様式第三	
	□ 誓約書(暴力団員等に該当しない旨) [押印xは自署]	細則様式第4号	
	< 工事主が【個人】の場合 > □ 直前3年間の所得税の納税証明書(その1)又は(その3の2)	_	 ◎ 納税額が「確認できる場合」は「(その 1)」
	□氏名・住所を証する下記の書類(いずれか)	_	「確認できない場合」は「(その3の2)」を添付
	○住民票の写し		◎3か月以内(住民票の写し)
4	○運転免許証[両面](顔写真の黒塗り可)の写し○個人番号カード[表面](顔写真の黒塗り可)の写し		◎有効期間以内(運転免許証の写し)◎有効期間以内(個人番号カードの写し)
	○ 個人番号が 「法人」の場合>		◎ 3 か月以内 (法人の登記事項証明書)
	□直前3年間の法人税の納税証明書(その1)	_	◎3か月以内(役員の住民票の写し)
	□役員の氏名・住所を証する下記の書類(いずれか)	_	◎有効期間以内 (運転免許証の写し)
	○住民票の写し ○運転免許証[両面](顔写真の黒塗り可)の写し		◎有効期間以内(個人番号カードの写し)◎「役員」の範囲は、原則、法人の登記事項証
	○個人番号カード[表面] (顔写真の黒塗り可) の写し		明書に記載された下記のとおり(全員)
	□法人の登記事項証明書		・ 会社法に基づく会社 : 取 締 役
	□工事主(法人)の事業経歴書 工事施行者の能力に関する書類	参考様式2	・その他の法人:理事[細則等 5 条等 2 項等 6 早]
	工事施行者の能力に関する書類 <工事施行者が【個人】・【法人】共通>	1	[細則第5条第2項第6号]
	□工事施工者の事業経歴書	参考様式3	「第3章3-7 工事施行者の能力」(P1-313)」参照
	□建設業許可証の写し又は建設業許可証明書	—	
5	<工事施行者が【個人】の場合> □氏名・住所を証する下記の書類(いずれか)		
9	○住民票の写し	_	◎3か月以内(住民票の写し)
	○運転免許証[両面](顔写真の黒塗り可)の写し		◎有効期間以内 (運転免許証の写し)
	○個人番号カード[表面] (顔写真の黒塗り可) の写し		◎有効期間以内(個人番号カードの写し)
	<工事施行者が【法人】の場合> □法人の登記事項証明書	_	◎ 3 か月以内
	設計者の資格に関する書類 <有資格者による設計が必要なご	工事の場合>	[省令第7条第1項第五号]
	<【①大学等】・【②短期大学(3年制)】・【③短期大学・高等専門学校等】・【④高等学校等】の場合>		
	□設計者の資格に関する実務経験申告書 (□①2年以上□②3年以上□③4年以上□④7年以上)	参考様式4	「第3章 3-8 設計者の資格」(P1-314~315)」参照
	□ □ □ □ 2 年以上 □ ② 3 年以上 □ ③ 4 年以上 □ ④ 7 年以上) □ 卒 業 証 明 書	_	◎概要は下記のとおり
	<【魚大学院等】の場合>		①大学等[課程:土木・建築]②短期大学 (3年制) [課程:土木・建築]
	□設計者の資格に関する実務経験申告書	参考様式4	③ 短期大学・高等専門学校等[課程: 土木・建築]
6	(口1年以上)		④ 高等学校等[課程:土木・建築]
	□卒業証明書		④大学院等[専攻: ±木・建築]®宅地造成技術講習修了者
	<【®宅地造成技術講習修了者】の場合> □設計者の資格に関する実務経験申告書	参考様式4	○ 七 地 宣 成 技 術 講 智 修 」 者○ 技 術 士
	(□10年以上)	> 1W+VI	[建設部門/農業部門(農業農村工学)/
	□修了証の写し等	_	森林部門(森林土木)/水産部門(水産土木)等]
	<【⑥技術士】・【⑩一級建築士】の場合>		□ 一級建築士
	□資格証の写し等		

	土地の図面等		令第7条第1項第一号][細則第5条第2項第一~三号]
	□ 位 置 図	1/10000 以上	○ 方位 ○ 道 路 及 び 目 標 と な る 地 物
		<u> </u>	○ 3 か月以内のもの
	□公図(法務局保管)の写し	_	◎必要に応じて合成図を作成すること。
			○土地の境界(赤枠で囲むこと)
	□土地の登記事項証明書	_	◎3か月以内 ○申請に係るすべての土地
			○土地の面積(申請書第 5 欄)
	□土地の求積図	1/500	〇盛土又は切土をする面積(申請書 10 欄口)
		以上	〇盛土又は切土をする面積 (30cm 超)
		1/2500	◎ 等高線は 2 m の標高差を明示
	□地形図	以上	○ 方位 ○ 土地の境界線
7			◎断面図を作成した箇所に断面図と照合でき
			るように記号を付すること。
			◎植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
			◎ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、
		1/2500	申請書と照合できるよう番号を付すること。
	□土地の平面図	以上	○方位
			○ 土地の境界線 ○ 盛土(緑色)又は切土(茶色)をする土地の部分
			○崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び
			地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーそ
			の他の土留の位置
		1/2500	○水の流れの方向◎高低差の著しい箇所について作成すること。
	□土地の断面図	以上	○盛土(緑色)又は切土(茶色)をする前後の地盤面
	排水施設の図面等		[省令第7条第1項第一号][細則第5条第2項第四号]
		1/500	○ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配 ○ 水 の 流 れ の 方 向
	□排水施設の平面図	以上	○吐口の位置
8		× -	○放流先の名称及び管理者
	□ 排 水 施 設 構 造 図	1/50	○構造詳細
		以上	O 117 ZE 117 //M
	□流量計算書	_	○流水方向別の流域が分かる資料
	崖の図面等	•	[省令第7条第1項第一号·第四号]
			◎擁壁で覆われる崖面については、土質に関す
			る事項は示すことを要しない。 ○崖の高さ、勾配
9	□崖の断面図	1/50	○土質(土質の種類が2以上あるときは、
9		以上	それぞれの土質及びその地層の厚さ)
			○盛土又は切土をする前の地盤面
	<【擁壁の設置が必要でない崖面】の場合>		○崖面の保護の方法
	□崖の安定計算書	_	○土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算
	崖面崩壊防止施設の図面等	1	[政令第 14 条] [省令第 7 条第 1 項第一号]
			○崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配○崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法
	□崖面崩壊防止施設の断面図	1/50	○崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面
		以上	○基礎地盤の土質
10			○透水層の位置及び寸法
		1/50	◎ 木抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。○ 崖 面 崩 壊 防 止 施 設 の 寸 法
	□崖面崩壊防止施設の背面図	以上	○水抜穴の位置、材料及び内径
			○透水層の位置及び寸法
	□崖面崩壊防止施設の構造計算書	_	○措置の概要
	擁壁の図面等		○構造計画、応力算定及び断面算定等 [政令第17条][省令第7条第1項第一号・第二号]
			○ 擁壁の寸法及び勾配
			○擁壁の材料の種類及び寸法
		1/50	○裏込めコンクリートの寸法
	□擁壁の断面図	1/50 以上	○透水層の位置及び寸法 ○擁壁を設置する前後の地盤面
			○ 基礎地盤の土質
			○基礎ぐいの位置、材料及び寸法
1.1		<u> </u>	○ 擁壁の設計条件(適用土質、載荷重、必要地耐力等)○ 擁 壁 の 高 さ
11	□擁壁の背面図	1/50	○排壁の高さ
		以上	○透水層の位置及び寸法
	<大臣認定擁壁を設置する場合>		
	□ 大 臣 認 定 擁 壁 の 認 定 書 (国 土 交 通 大 臣 発 行) □ 大 臣 認 定 擁 壁 の 認 証 証 明 書	_	○ 製造工場及び有効期間
	(公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会発行)	_	○农坦上物及∪行別物則
	□設計条件が分かる資料		
	<無筋又は鉄筋コンクリート造擁壁(大臣認定擁壁以外)を設置する場合>	_	○措置の概要
	□ 擁壁の構造計算書 渓流等の盛土の計算書		○構造計画、応力算定及び断面算定等
12	決 流 寺 の 盗 工 の 計 昇 青		[省令第7条第1項第三号] ○措置の概要
	□盛土の安定計算書		○土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算
1.0	現況写真		[省令第7条第1項第六号]
13	□申請地及びその周辺の写真	-	○撮影方向、申請区域の明示(赤枠で囲むこと)
	委任状 <代理人が申請を行う場合>	1	
14	□委任状 [押印又は自署]	参考様式5	○ 行政書士xは建築士の登録番号 (建築を伴う場合)
	※1 副本についてはすべて写し可	シウボハリ	○□外日エ人は左末エジ豆料田ワ(足栄で計)物口)

^{※1} 副本についてはすべて写し可 ※2 その他必要に応じて市長が書類を求める場合がある

■土石の堆積に関する工事の許可申請必要書類等 [提出部数:2部(正副各1部)]

	<u> </u>	類 寺	
綴	書類名		0 111 11
U	内容	縮尺/	◎備考
順	チェックリスト	様式	○明示すべき事項等
_	□十石の堆積に関する工事の許可申請必要書類	I	◎すべての□にチェックをして提出すること。
	(本ページ及び次ページ)	_	(該当しない書類等は「一」を記載)
	許可申請書		[省令第7条第二項][細則第8条第2項]
	□土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令様式第四	
			○ T 割
1	 <工事主が【国又は都道府県、指定都市若しくは中核市】の場合>		◎下記の書類は添付不要 5 工事主の資力・信用に関する書類
	□土石の堆積に関する工事の協議書	細則様式第7号	6 工事施行者の能力に関する書類
			7 設計者の資格に関する書類
	権利者全ての同意を得たことを証する書類		[省令第7条第2項第八号][細則第5条第1項]
	□土地の同意状況調査書	細則様式第3号	
	(添付書類は下記①・②のいずれか)	MANAGEMENT OF O	
2	<①の場合>	参考様式第1	◎3か月以内のもの
	│□同意書 [実印] │□印鑑証明書		
	□ 円 鑑 証 円 音		
	□土地の契約書の写し	_	
	住民への周知の措置を講じたことを証する書類	ı	[省令第6条・第7条第2項第九号]
	<【説明会開催】の場合>		◎説明会の開催が必須となる要件
	□開催の周知範囲が分かる位置図等		○ 試 切 云 の 開 惟 が 必 須 こ な る 妄 什 「第 3 章 3-4 周辺住民への事前周知」(P1-304~306) 参照
	□開催案内及び開催結果が分かる資料		○「事前周知」の範囲を明示
	(議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等) <【書面配布】の場合>		
3	<【音画配布】の場合> □配布した書面	_	○「事前周知」の範囲を明示
	□配布範囲が分かる位置図等		O . 1 10 /4 /4] 42 #8 FE E 91 /1.
	<【掲示及びインターネット】による場合>		
	□掲示場所が分かる位置図等		◎掲示場所とインターネット(URLを明示)の
	□掲示状況の写真		両方が必要
	□閲覧ページの写し(URLを含む)	E da A	
	工事主の資力・信用に関する書類 <工事主が【個人】・【法人】共通>	L 自 守	3 第 7 条 第 2 項 第 五 ~ 七 号] [細 則 第 5 条 第 2 項 第 5 号]
	□資金計画書(土石の堆積に関する工事)	省令様式第五	
	□ 誓約書(暴力団員等に該当しない旨) [押印又は自署]	細則様式第4号	
	<工事主が【個人】の場合>		
	□ 直前3年間の所得税の納税証明書(その1)又は(その3の2)	_	◎納税額が「確認できる場合」は「(その1)」 「確認できない場合」は「(その3の2)」を添付
	□氏名・住所を証する下記の書類(いずれか) ○住民票の写し	_	「確認できない場合」は「(その3の2)」を添り ○3か月以内(住民票の写し)
	○運転免許証[両面] (顔写真の黒塗り可) の写し		◎有効期間以内 (運転免許証の写し)
4	○ 個人番号カード[表面] (顔写真の黒塗り可) の写し		◎有効期間以内(個人番号カードの写し)
	<工事主が【法人】の場合>		◎3か月以内(法人の登記事項証明書)
	□直前3年間の法人税の納税証明書(その1) □役員の氏名・住所を証する下記の書類(いずれか)	_	◎3か月以内(役員の住民票の写し) ◎有効期間以内(運転免許証の写し)
	○住民票の写し		◎有効期間以内(個人番号カードの写し)
	○運転免許証[両面] (顔写真の黒塗り可) の写し		◎「役員」の範囲は、原則、法人の登記事項証
	○ 個人番号カード[表面] (顔写真の黒塗り可) の写し		明書に記載された下記のとおり(全員)
	□法人の登記事項証明書	+ + 14 -b ++ ·	・会社法に基づく会社: 取締役
	□工事主(法人)の事業経歴書	参考様式第2	・その他の法人:理事
	│ 工事施行者の能力に関する書類 │ <工事施行者が【個人】・【法人】共通>		[細則第 5 条第 2 項第 6 号]
	□工事施刊者が【個人】・【仏人】 共通ン	参考様式第3	「第3章3-7 工事施行者の能力」(P1-313)」参照
	□建設業許可証の写し又は建設業許可証明書	_	
	<工事施行者が【個人】の場合>		
5	□氏名・住所を証する下記の書類(いずれか)	_	○2.45日以中(伊尼亚の写了)
	│ ○住民票の写し ○運転免許証[両面](顔写真の黒塗り可)の写し		◎3 か月以内 (住民票の写し) ◎有効期間以内 (運転免許証の写し)
	○ 個人番号カード[表面] (顔写真の黒塗り可) の写し		◎有効期間以内(個人番号カードの写し)
	<工事施行者が【法人】の場合>		
	□法人の登記事項証明書		◎3か月以内
	設計者の資格に関する書類 <有資格者による設計が必要なコ	□事の場合>	[省令第7条第1項第五号]
	<【①大学等)・【②短期大学(3年制)】・【③短期大学・高等専門学校等】・【④高等学校等】の場合> □ 設 計 者 の 資 格 に 関 す る 実 務 経 験 申 告 書	参考様式4	「第3章3-8 設計者の資格」(P1-314~315)」参照
	□ 設 計 有 の 賃 格 に 関 9 つ 天 榜 経 映 中 吉 書 (□ ① 2 年以上 □ ② 3 年以上 □ ③ 4 年以上 □ ④ 7 年以上)	少つ1水八生	[
	□卒業証明書		① 大 学 等 [課程: 土木・建築]
	<【⑥大学院等】の場合>		② 短期 大学 (3 年制) [課程: 土木·建築]
	□設計者の資格に関する実務経験申告書	参考様式4	③ 短期大学·高等専門学校等[課程:±木·建築]
6	(□1年以上) □卒業証明書		④ 高等学校等[課程:土木·建築]
	□ 平 乗 証 切 音 <【 ® 宅 地 造 成 技 術 講 習 修 了 者 】 の 場 合 >	_	④大学院等[専攻:土木・建築]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□設計者の資格に関する実務経験申告書	参考様式 4	②技術士
	(□10年以上)		[建設部門/農業部門(農業農村工学)/
	□修了証の写し等	—	森林部門(森林土木)/水産部門(水産土木)等]
	<【⑥技術士】・【⑩一級建築士】の場合>		D 一級建築士
	□資格証の写し等		

	土地の図面等	[省	î 令 第 7 条 第 2 項 第 一 号] [細 則 第 5 条 第 2 項 第 一 ~ 三 号]
	□位置図	1/10000	○方位
		以上	○道路及び目標となる地物
			◎3か月以内のもの ◎必要に応じて合成図を作成すること。
	□公図(法務局保管)の写し	_	○土地の境界(赤枠で囲むこと)
			○土地の地番及び形状
	□土地の登記事項証明書	_	◎3か月以内 ○ カまはななる。
			○申請に係るすべての土地 ○土地の面積(申請書第5欄)
	□土地の求積図	1/500	○ 土石の堆積を行う土地の面積(申請書第7欄口)
		以上	〇土石の堆積を行う土地の面積 (30cm 超)
		1/2500	◎ 等高線は 2m の標高差を明示
	□地形図	以上	○方位
			○土地の境界線 ◎断面図を作成した箇所に断面図と照合できる
			ように記号を付すること。
			◎空地、雨水その他の地表水による堆積した土
7			石の崩壊防止措置及び堆積した土石の崩壊に
			伴う土砂の流出防止措置については、申請書
			と照合できるように番号を付すること。 ○方位
			○土地の境界線
	□土地の平面図	1/500	○勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積し
		以上	た土石の崩壊防止措置を講ずる位置及び当該
			措置の内容
			○空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排
			除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
			○堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出防止措
			置を講ずる位置及び当該措置の内容
			○水の流れの方向
		1/500	◎申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石
	□土地の断面図	1/500 以上	の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるよ うに作成すること。
		∞ ⊥	○土石の堆積を行う土地の地盤面
	土石の崩壊防止措置の図面等		[省令第7条第2項第二号]
		1/50	◎「土地の平面図」に記載した排水措置に関し
	□排水施設構造図	以上	て作成すること。
8			○ 構造詳細
	<勾配が 10 分の 1 を超える土地に構台等を設置する場合>	_	「第3章 3-10 工事の技術的基準 (土石の堆積) 」 (P1-318~319) 」参照 ○ 措置の概要
	□構台等の構造計算書		○構造計画、応力算定及び断面算定等
	土砂の流出防止措置 <空地を設置しない場合>	[政令第	17 条] [省令第7条第1項第一号・第7条第2項第三号]
			「第3章 3-10 工事の技術的基準(土石の堆積)」 (P1-318~319) 参照
	< 鋼矢板等を設置する場合> □ 鋼矢板等の構造計算書	_	○措置の概要
	口 朔 犬 似 寺 の 伟 垣 訂 昇 昔		○構造計画、応力算定及び断面算定等
			「第3章 3-10 工事の技術的基準(土石の堆積)」(P1-318~319)」参照
			○擁壁の寸法及び勾配
			○擁壁の材料の種類及び寸法
	<擁壁を設置する場合>	1/50	○裏込めコンクリートの寸法 ○诱水層の位置及び寸法
	□擁壁の断面図	以上	○遊水層の位置及の寸仏
9			○基礎地盤の土質
			○基礎ぐいの位置、材料及び寸法
			○ 擁壁の設計条件(適用土質、載荷重、必要地耐力等)
	< 大臣認定擁壁を設置する場合> □大臣認定擁壁の認定書(国土交通大臣発行)		
	□大臣認定擁壁の認証証明書	_	「第3章 3-10 工事の技術的基準(土石の堆積)」(P1-318~319)」参照
	(公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会発行)		○製造工場及び有効期間
	□設計条件が分かる資料		「歴の立の10 マネの井塚丛サ港(上での田住)(20 20 20 20) 2回
	<無筋又は鉄筋コンクリート造擁壁(大臣認定擁壁以外)を設置する場合>	_	「第3章 3-10 工事の技術的基準 (土石の堆積)」 (P1-318~319) 」参照 ○ 措 置 の 概 要
	□擁壁の構造計算書		○ 措直の概要 ○ 構造計画、応力算定及び断面算定等
	現況写真		[省令第7条第2項第四号]
10	□申請地及びその周辺の写真		○撮影方向、申請区域の明示(赤枠で囲むこと)
11		A 40 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
	□委任状 [押印文は自署]	参考様式第5	○ 行政書士又は建築士の登録番号 (建築を伴う場合)
	※1 副本についてはすべて写し可		

※1 副本についてはすべて写し可
※2 その他必要に応じて市長が書類を求める場合がある

第3章 許可申請の留意事項

3-1 岐阜市土地開発事業の事前協議

(関係条文:岐阜市土地開発事業の調整に関する要綱第4条)

工事の許可申請に先立ち、「岐阜市土地開発事業の調整に関する要綱」に基づく「事前協議」を必要とする適用範囲を下記に示す。

[適用範囲 (いずれかに該当する場合)]

- ・面積が1ヘクタール以上
- ・建設する道路の延長が1キロメートル以上
- ・市長が必要と認める場合

なお、必要書類及び必要部数は事前に確認すること。

3-2 関係法令等の確認

(関係条文: 一)

工事の許可申請に先立ち、あらかじめ、盛土規制法以外で関係する法令等を確認し、許可等が必要な場合、所定の手続きを行うこと。

特に関係がある法令等を次のとおり例示するが、すべてを網羅しているわけではないため、注意すること。また、手続き内容によっては、許可権者が国・県等の場合があるため、注意すること。

■関係法令等 (例示)

法令等	区域・許可等の一例	岐阜市		
17 11 41	医效用 11 4 0 11	窓口	庁舎	
建築基準法	建築確認、位置指定道路、建築許可	・ 建 築 指 導 課		
岐阜県建築基準条例	災害危険区域	在 未 旧 寺	17 階	
国土利用計画法	土地売買等届出	まちづくり推進政策課		
	開発許可、建築許可	開発・盛土指導課		
都市計画法	地区計画(主に建築物に関する事項)、風致地区	都市計画課	15 階	
	地区計画 (主に区画道路拡幅型)	土木調査課		
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域			
(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可			
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域			
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	特定開発許可			
道路法	道路工事施行承認 (市道)	土木管理課	16 階	
岐阜市法定外公共物管理条例	法定外公共物敷地占(使)用・工作物新築(改築・除却)等許可	1 工小官 垤 床		
砂防法	砂防指定地			
投 例 伍	砂防指定地内行為許可			
河川法	河川区域 (準用河川)			
147月14公	土地の形状変更等許可			
岐阜県埋立て等の規制に関する条例	特定事業許可	産業廃棄物指導課	1 4 1744	
土壤汚染対策法	一定の規模以上の土地の形質の変更の届出	環境保全課	14 階	
農振法	農用地区域			
(農業振興地域の整備に関する法律)	農用地区域内における開発行為の許可	## 1.1. ===		
森林法	伐採届	· 農林課	13 階	
農地法	農地転用	農業委員会		
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地 埋蔵文化財発掘の届出	文化財保護課	10 階	
上記以外のその他関係法令等	_	国・県・岐阜市等		

3-3 土地所有者等の全員同意

(関係条文:法第12条第2項第四号・政令第5条第2項各号)

工事の許可申請に先立ち、あらかじめ、工事をする土地又はその土地にある工作物について次の権利を有する者の**全ての同意を得ていることが必要**である。

「全員同意の対象となる権利]

- ①所有権
- ②地上権
- ③質権
- ④賃借権
- ⑤使用貸借による権利
- ⑥その他の使用及び収益を目的とする権利 (永小作権、地役権等)

なお、次の権利については、同意確認の対象外である。

[同意確認の対象外となる権利]

- ① 抵 当 権
- ②根抵当権
- ③ 先取特権等の担保物権
- ④建築物又は工作物のみに係る権利

また、土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための以下の事業の施行に伴うものについても対象外である。

[権利者の全員同意を必要としない場合]

- ①土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- ②土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業
- ③都市再開発法第2条第一号に規定する第一種市街地再開発事業
- ④大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第2条第四号に 規定する住宅街区整備事業
- ⑤密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第五号に規定する防災 街区整備事業
- ⑥所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項に規定する地域福利増進事業のうち同法第19条第1項に規定する使用権設定土地において行うもの

提出書類

「第2章 2-3 許可申請に必要な書類等」(P1-205)参照

3-4 周辺住民への事前周知

(関係条文:法第 11 条・省令第 6 条)

工事主は、工事の許可申請に先立ち、あらかじめ、周辺住民に対し、説明会の開催、その他当該工事の内容を周知するため必要な措置を講じなければならない。

なお、周知に当たっては、周辺住民とのトラブル防止の観点から、十分な説明を行うとともに、必要に応じて、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めること。

提出書類

「第2章 2-3 許可申請に必要な書類等」(P1-205)

I. 事前周知の方法

周辺住民への事前周知は以下の①~③のいずれかの方法により行うこと。

[事前周知の方法]

- ①説明会の開催
- ②周辺住民へ書面の配布
- ③工事を行う土地又はその周辺での掲示+インターネットを利用した掲載

ただし、災害が生ずるおそれが特に大きい以下の(1)~(3)の土地において、高さが 15m を超える盛土を行う場合は「①説明会の開催」が必須となるため、注意すること。

- (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(1)の土地に類する状況を呈している土地
- (3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

II. 事前周知する工事内容

事前周知する工事内容は、下表のとおりとする。

なお、事前周知の方法を「②周辺住民への書面の配布」とする場合において、工事主が一般的に配布する工事案内文書に下表の「事前周知する工事内容」を併記することをもって「周辺住民への事前周知」に代えることができる。次ページに作成イメージを示す。

区分	事前周知する工事内容
	①工事主の氏名又は名称
	②工事が施行される土地の所在地
	③工事施行者の氏名又は名称
土地の形質変更	④工事の着手予定日及び完了予定日
	⑤盛土又は切土の高さ
	⑥盛土又は切土をする土地の面積
	⑦盛土又は切土の土量
	①工事主の氏名又は名称
	②工事が施行される土地の所在地
	③工事施行者の氏名又は名称
土石の堆積	④工事の着手予定日及び完了予定日
	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
	⑥土石の堆積を行う土地の面積
	⑦土石の堆積の最大堆積土量

工事案内文書の作成イメージ (土地の形質変更)

令和○年○○月○○日

周辺地域の皆様へ

工事主 氏名 株式会社○○○○代表取締役 ○○ ○○

工事のお知らせ

	\bigcirc	0	\bigcirc	0	\bigcirc) ($\supset C$)	$) \subset$	\bigcirc	\bigcirc	\circ	$)$ \subset						
0	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0	\bigcirc	0) () () ()) C		\bigcirc	\circ) C
\bigcirc																			

記

1. 工事が施行される土地の所在地	岐阜市○○町三丁目 123 番 4 及び						
1. 工事が施行される工地の別任地	123 番 5						
2. 工事施行者の氏名又は名称	株式会社△△△						
2. 工事施刊有切以有关は有你	代表取締役 △△ △△						
3. 工事の着手予定日及び完了予定日	令和○年○月○日~						
3. 工事の有子了足口及の元丁子足口	令和○年○月○日						
4. 盛土又は切土の高さ	盛土:〇.〇〇/切土:〇.〇〇						
4. 盤上又は別上の同さ	メートル						
5. 盛土又は切土をする土地の面積	○○○.○○ 平方メートル						
6. 盛土又は切土の土量	盛土: ○○○.○○ 立方メートル						
	切土: 〇〇〇.〇〇 立方メートル						

位置図

問合せ先:株式会社△△△△

担当 △△

Tel $\triangle \triangle - \triangle \triangle - \triangle \triangle$

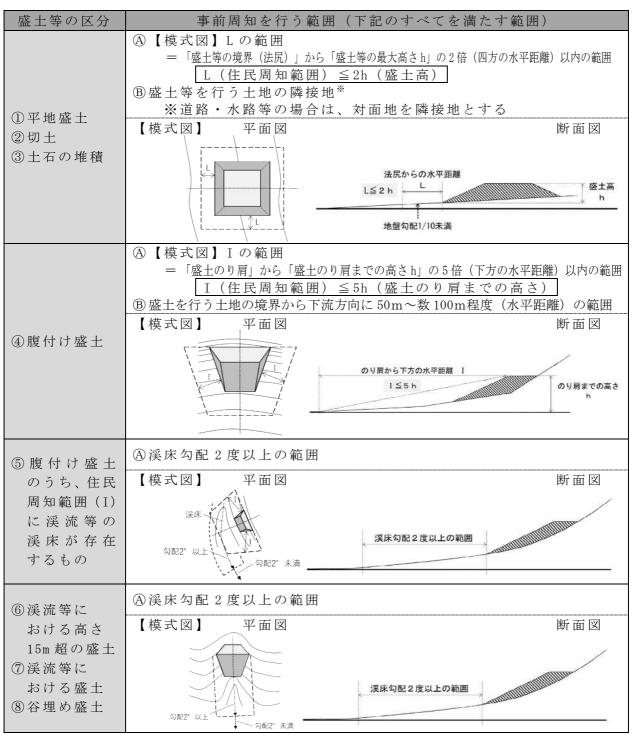
※周知範囲は、次ページ (P1-306) を参照すること。

III. 事前周知の範囲

事前周知の範囲は、盛土等の区分毎に、下表のとおりとする。

■周辺住民への周知する範囲

断面図の出典:国土交通省・農林水産省・林野庁,



「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について」

(https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html)

3-5 許可申請

(関係条文:法第12条第1項・細則第4条)

許可申請書の記載事項及び留意事項等は次ページ以降のとおりである。なお、記入例は、 「第7章 申請様式・記入例等」を参照すること。

第3章 許可申請の留意事項

■土地の形質変更に関する工事

様式第二項目	記載事項・留意事項等
1 欄 工事主住所氏名(法人 役員住所氏名)	・工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。 ・工事主が法人の場合は、括弧内に法人役員全員の住所氏名 を記入するか、別紙で一覧表を添付すること。
2 欄 設計者住所氏名	・工事の設計者の住所・氏名を記載すること。・資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。
3欄工事施行者住所氏名	・工事を現地で実際に施行する者(請負契約によらないで、 自らその工事を施行する者も含む)の住所・氏名を記載す ること。
4欄 土地の所在地及び地 番(代表地点の緯度経 度)	・申請地内の土地のすべての地番を記載すること。 (記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。) ・代表地点の緯度経度(60進法)については、申請地の中心 地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小 数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記載すること。 ・緯度経度を調べる際には、「現地での計測」、「国土地理院 が公表している地理院地図(URL: https://maps.gsi.go.jp) での確認」等の方法がある。 ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の土 地のすべての地番及び緯度経度を記載すること。
5欄土地の面積	・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない範囲を含む。 ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記載すること。 ・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。 ・面積の算定方法 「1-4 許可を要する工事」(P1-107)を参照
6欄 工事着手前の土地利 用状況	・宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載すること。 ・括弧書きで、具体的な用途を記載すること。 [例]農地:田 畑 採草放牧地 農業用施設(畜舎、温室 等) 等
7欄 工事完了後の土地利用	・宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載すること。 ・括弧書きで、具体的な用途を記載すること。 [例]宅地:建築物(住宅、工場、宅地分譲、分譲住宅 等) レジャー施設(建築物を伴わない) 太陽光発電設備 資材置き場 駐車場 駐軸場 残土処分場 等
8 欄 盛土のタイプ	 ・盛土のタイプは、「平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土」から選択すること。(複数選択可) ・各用語の定義 「1-2 用語の定義」(P1-104) を参照
9欄 土地の地形	・「渓流等」の定義 「1-2 用語の定義」(P1-104) を参照

・盛土の最下端から最上端まで又は切土の最上端がまでの垂直高さを記載すること。(最大高さ)・盛土と切土を同時に行う場合は、最上端から最下垂直高さを記載すること。(最大高さ)・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載する・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載する・の数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載する・面積の算定方法 「1-4 許可を要する工事」(P1-107)を参照の土工工をでは切土の総土量(30cm以下も含む)を記載の土工工工の土土の土土をでは切土の総土量(30cm以下も含む)を記載の土土をで土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に載すること。	下端までの ること。 ること。 すること。 こ土量を記		
・盛土と切土を同時に行う場合は、最上端から最下垂直高さを記載すること。(最大高さ)・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載する。 ・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載する。 ・ 本 本 で	ること。 ること。 すること。 こ土量を記		
垂直局さを記載すること。(最大局さ) ・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載する ロ 盛土又は切土 をする土地の面積 「1-4 許可を要する工事」(P1-107)を参照 ・盛土又は切土の総土量(30cm以下も含む)を記載 ・場内で土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に	ること。 すること。 こ土量を記		
ロ 盛土又は切土 ・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載する ・面積の算定方法 「1-4 許可を要する工事」(P1-107)を参照 ・盛土又は切土の総土量(30cm以下も含む)を記載 ・場内で土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に	ること。 すること。 こ土量を記		
をする土地の面積 ・面積の算定方法 「1-4 許可を要する工事」(P1-107)を参照 ・盛土又は切土の総土量(30cm以下も含む)を記載 ハ 盛土又は切土 ・場内で土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に	すること。		
をする土地の面積の算定方法 「1-4 許可を要する工事」(P1-107)を参照 ・盛土又は切土の総土量(30cm以下も含む)を記載 ・場内で土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に	すること。		
積 「1-4 許可を要する工事」(P1-107) を参照 ・盛土又は切土の総土量(30cm以下も含む)を記載 ハ 盛土又は切土 ・場内で土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に	すること。		
ハ 盛土又は切土 ・場内で土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に	こ土量を記		
の土量 載すること。	ること。		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ること。		
・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載する			
・擁壁のタイプごとに付番し、構造、みかけ高さ、	延長を記		
載すること。			
一 ・ 番号は土地の平面図に記載すること。			
・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載する			
欄 ホ 崖面崩壊防止 ・崖面崩壊防止施設のタイプごとに付番し、種類、	高さ、延		
長を記載すること。			
<th "<="" colspan="2" td=""><td></td></th>	<td></td>		
の へ 排水施設 ・番号は排水施設の平面図に記載すること。			
概 ト 崖面の保護の ・崖面の保護方法を記載すること。			
要 方法 [例]「擁壁」等			
チ 崖面以外の地			
・ 崖面以外の地表面の保護の方法を記載すること。	,		
[例]「芝張り」等			
リ 工事中の危害 ・工事中の危害防止のための措置について記載する	ること。		
防止のための措 [例]「区域をフェンスで囲う」、「素掘り側溝、	土嚢等で		
世世生砂の流出を抑える」等			
・その他の措置がある場合は、必要に応じて記載で			
ヌ その他の措置 [例]「工事中の雨水は、沈砂池を設け水中ポン	/プにて区		
域外の側溝に流す」等			
ル 工事着手予定 ・工事の着手予定年月日を記載すること。			
フ 工事完了予定 コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・			
・工事元 」 アル ・工事の完了予定年月日を記載すること。 年月日			
ワ 工程の概要 ・工程の概要を記載すること。			
[例] 仮設工→掘削工→擁壁工→埋戻工→排水	工→整地		
11欄 ・他法令による許認可の状況を全て記載すること。			

第3章 許可申請の留意事項

■土石の堆積に関する工事

様式第四項目	記載事項・留意事項等
1 欄	・工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。
工事主住所氏名(法人	・工事主が法人の場合は、括弧内に法人役員全員の住所氏名
役員住所氏名)	を記入するか、別紙で一覧表を添付すること。
2 欄 設計者住所氏名	・工事の設計者の住所・氏名を記載すること。
3 欄 工事施行者住所氏名	・工事を現地で実際に施行する者(請負契約によらないで、 自らその工事を施行する者も含む)の住所・氏名を記載す ること。
4欄 土地の所在地及び地 番(代表地点の緯度経 度)	・申請地内の土地のすべての地番を記載すること。 (記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。) ・代表地点の緯度経度(60 進法)については、申請地の中心 地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小 数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記載すること。 ・緯度経度を調べる際には、「現地での計測」、「国土地理院 が公表している地理院地図(URL: https://maps.gsi.go.jp) での確認」等の方法がある。 ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の土 地のすべての地番及び緯度経度を記載すること。
5欄 土地の面積	 ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、土石の堆積を行わない範囲を含む。 ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記載すること。 ・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。 ・面積の算定方法 「1-4 許可を要する工事」(P1-107)を参照
6 欄 工事の目的	・特定の工事に付随する場合は、その旨も記載すること。

	イ 土石の堆積の	・土石を堆積する高さの最大値を記載すること。
	最大堆積高さ	・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。
		・土石を堆積する面積の最大値を記載すること。
	ロ 土石の堆積を	・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。
	行う土地の面積	・面積の算定方法
		「1-4 許可を要する工事」(P1-107) を参照
	ハ 土石の堆積の	・土石を堆積する土量の最大値を記載すること。
	最大堆積土量	・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。
	ニ 土石の堆積を	
	行う土地の最大	・分子を1とする分数又は百分率(%)で記載すること。
	勾配	例:「1/20」又は「5%」等
	ホ 勾配が十分の	
	一を超える土地	
	における堆積し	
	た土石の崩壊を	・構台等を設置する場合は、その種類等を記載すること。
	防止するための	
	措置	
7	へ 土石の堆積を	
欄	行う土地におけ	
INA	る地盤の改良そ	・地盤改良等の対策を講じる場合に記載すること。
工.	の他の必要な措	
事	置置	
の	<u></u>	・空地を設置する場合は、付番した上で空地の幅を記載す
概	ト空地の設置	ること。
要	チ 雨水その他の	・雨水その他の地表水を有効に排除する措置について記載
	地表水を有効に	すること。
	排除する措置	[例]「素掘り側溝を設置する」等
	リ 堆積した土石	・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を
	の崩壊に伴う土	講じる場合に記載すること。
	砂の流出を防止	[例]「鋼矢板を設置する」等
	する措置	
	ヌ 工事中の危害	・工事中の危害防止のための措置について記載すること。
	防止のための措	「例」「区域を柵で囲い、立入り禁止標識を掲示する」等
	置	[例」「区域を柵(囲い、立八り宗正倧瞰を拘かりる」寺
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定	・工事の着手予定年月日を記載すること。
	年月日	・エザツ有ナデルサカロで癿戦りること。
	ワ 工事完了予定	・工事の完了予定年月日を記載すること。
	年月日	・工事の元」が足平月日を記載りること。
		・工程の概要を記載すること。
	カ 工程の概要	[例]仮設工→敷均工→鋼矢板工→排水工→土砂搬入
		→撤去
8 桐		. 地社会による新知司の単加も人で到事中ファル
その	の他必要な事項	・他法令による許認可の状況を全て記載すること。

3-6 工事主の資力・信用

(関係条文:法第12条第2項第二号・細則第5条第2項第5号)

許可を受けるには、工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があることが必要である。これは、計画どおりに当該事業を完遂するための資金的能力があるか否かを確認し、 その事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確保するためである。

提出書類

「第2章 2-3 許可申請に必要な書類等」(P1-205) 参照

3-7 工事施行者の能力

(関係条文:法第12条第2項第三号・細則第5条第2項第6号)

許可を受けるには、工事施行者に工事を行うために必要な能力があることが必要である。 これは、過去の事業実績や建設業の許可証等から判断して着実に許可条件等を遵守して当 該事業を遂行していくことができるか否かを確認し、その事業が中断放置されることなく、 適正に完遂されることを確保するためである。

[工事を施行するために必要な建設業許可の種類]

建設業許可の種類	工事の内容	例
土木工事一式	「複数」の専門工事	◎盛土・切土工事と 擁壁(間知石積み)設置工事※とび・土エ・コンクリート工事と 石工事
建築工事一式	「複数」の専門工事 ※建築工事と一体的に 請け負う場合に可	◎新築に伴う擁壁等工事と 盛土・切土工事◎増改築に伴う盛土・切土工事
とび・土工・コンクリート工事	「単一」の専門工事	◎雑壁等工事と 盛土・切土工事◎摊壁等工事◎盛土・切土工事◎鋼矢板・構台の設置工事

提出書類

「第2章 2-3 許可申請に必要な書類等」(P1-205)参照

3-8 設計者の資格

(関係条文: 法第 13 条第 2 項・政令第 21, 22 条・省令第 35 条)

I. 対象工事

工事が、次のいずれかに該当している場合は、設計者が資格を有している必要がある。

[対象工事]

- ①高さが 5mを超える擁壁の設置
- ②盛土又は切土をする土地の面積*1が1,500㎡を超える土地における排水施設*2の設置
 - **※1**: 許可の要否を判断する面積[A] (P1-107)
 - ※2:中間検査の対象となる特定工程(地下水の排除を主な目的とする暗渠排水管等)だけではなく、政令第16条に規定する排水施設(地表水の排除を 主な目的とする排水施設も含む)指す。

Ⅱ. 設計者の資格

「I 対象工事」の設計者の資格について、下表の①から⑤のいずれかに該当している必要がある。

■設計者の資格一覧

学歴・有資格等	実務経験年数
①大学等[課程:土木・建築]	
学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による	
いて、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土フ の技術に関して実務の経験を有する者	↑又は建築 │ 以上
②短期大学 (3年生) [課程: 土木・建築]	
学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関す	
限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒 土木又は建築の技術に関して実務の経験を有する者	業した後、 以上
③短期大学・高等専門学校等[課程:土木・建築]	
②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等	
又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築しては、「カストンは、「カスト」は、「カスト」は、「カストンは、「カストンは、「カストンは、「カストンは、「カストンは、「カストンは、「カストンは、「カストンは、「カストンは、「カスト」は、「カストンは、「カストンは、「カスト」は、「カストンは、「カスト」は、「カスト	ご関する課 以上
程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して実務の経験を ④高等学校等[課程: 土木・建築]	ど有する者
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等等	 学校令によ ュ _
る中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて	
後、土木又は建築の技術に関して実務の経験を有する者	
⑤主務大臣が①から④のいずれかに規定する者と同等以上の知識及 有する者であると認めた者(次に掲げる者)	ひ栓験を
(A) 大学院等[専攻:土木・建築]	
学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは『	事攻科又は
旧大学令による大学院若しくは研究科に1年以上在学して、土木フ	
関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して実務の経り者	験を有する │ 以上 │
B宅地造成技術講習修了者	
土木又は建築の技術に関して実務の経験を有する者で、都市計画	画法施行規 10 年
則第 19 条第一号トに規定する講習を修了した者 (講習名:宅地造成技術講習 / 講習機関:全国建設研修セン	DI E
②技術士[建設部門/農業部門(農業農村工学)/森林部門(森林土木)/水産音	
技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業	
科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科)	
土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土フ ものに限る。)とするものに合格した者	ト」とする
[(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成 15 年文部科学名	
六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門	
門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに名 及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年文部科学	
十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部	
部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに	こ合格した
者を含む。)]	
◎一級建築士 建築士法による一級建築士の資格を有する者	
(E)その他	
に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者	-
■ (現時点においては具体例が定められていません。)	

提出書類

-「第2章 2-3 許可申請に必要な書類等」(P1-205)参照

3-9 工事の技術的基準 (土地の形質変更)

(関係条文:法第13条)

土地の形質変更に関する工事を施行しようとするときは、土地の形質変更に伴う災害を防止するために、政令で定める技術的基準に従い、擁壁・排水施設の設置等、必要な措置が講ぜられたものでなければならない。技術的基準の内容は、下表及び図 3-9-1 のとおりである。

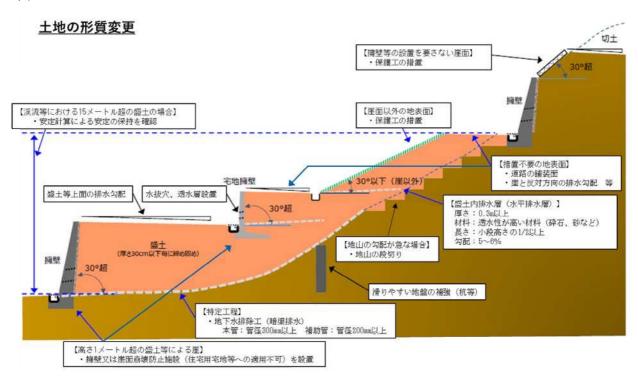
なお、詳細は別に定める「**盛土規制法に関する技術的基準ガイドライン」**を参照すること。

■土地の形質変更に関する工事の技術的基準

技術的基準	政令	内容
	第7条第1項第一号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水 又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊 又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第二号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段切りその他の措置)について
地盤について講	第7条第2項第一号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地 盤面における雨水その他の地表水に対す る措置について
ずる措置に関するもの	第7条第2項第二号	山間部における河川の流水が継続している土地その他の省令第 12 条各号の土地において、高さ 15m を超える盛土の地盤の安定の保持の確認(土質試験等又は試験に基づく地盤の安定計算)について
	第7条第2項第三号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の 層がある場合の滑り対策(地滑り抑止ぐい 等の設置、土の置換えその他の措置)につ いて
	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
擁壁の設置に関 するもの	第 9 条 ~ 第 13 条	 嫌壁の構造について (鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート 造、練積み造)
	第 17 条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について(※)
崖面崩壊防止施設の設置に関す	第14条第1項第一号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合に ついて
るもの	第14条第1項第二号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他 の地表面につい	第 15 条第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について(石張り、芝張り、 モルタルの吹付け等)
て講ずる措置に 関するもの	第 15 条第 2 項	地表面の雨水その他の地表水からの侵食 からの保護について(植栽、芝張り、板柵 工等)
排水施設の設置 に関するもの ※ 国土交通大臣	第16条	排水施設の構造、機能について 詳細は、国土交通省ホームページで公表され

※ 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されている。(https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html)

図 3-9-1



図の出典:国土交通省・農林水産省・林野庁,

「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」を一部加工

(https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html)

3-10 工事の技術的基準 (土石の堆積)

(関係条文:法第13条)

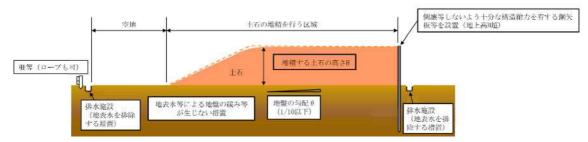
土石の堆積に関する工事を施行しようとするときは、土石の堆積に伴う災害を防止するために、政令で定める技術的基準に従い、空地・柵の設置等、必要な措置が講ぜられたものでなければならない。技術的基準の内容は、下表及び図 3-10-1 のとおりである。

なお、詳細は別に定める「**盛土規制法に関する技術的基準ガイドライン」**を参照すること。

■土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	政令	内容
	第19条第1項第一号	勾配の制限について(勾配 1/10 以下)
	第19条第1項第二号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩
		壊又は滑りに対する措置(地盤改良等)
		について
	第19条第1項第三号	堆積した土石の周囲に設ける空地につ
	第 19 米 第 1 垻 第 二 万 	いて
土石の堆積に伴い	第19条第1項第四号	堆積した土石の周囲に設ける柵につい
必要となる措置に関		て
するもの		雨水その他の地表水による堆積した土
	第19条第1項第五号	石の崩壊に対する措置(側溝等)につ
		いて
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超え
		る鋼矢板を設置することその他の措置
		を講ずる場合における第 19 条第 1 項第
		三号及び第四号の適用除外について

図 3-10-1



図の出典:国土交通省・農林水産省・林野庁,

「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」を一部加工

(https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html)

【空地】

堆積する土石の高さ H が 5 メートル以下: 当該高さを超える幅の空地 堆積する土石の高さ H が 5 メートル超 : 当該高さの 2 倍を超える幅の空地

【排水施設】

地表水の流出入を防止できる場合は、素掘り側溝とすることも可能

【地盤の勾配が 1/10 を超える場合】

土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものに限る。)を有する**構台等**によって基礎勾配を 1/10 以下で確保

【空地を設けない場合】

- ①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置
- ②土石の堆積の斜面の勾配を土質等に応じた安定を保つことができる角度(1:2)以下とし、堆積した土石を防水性の表面シートで養生

第4章 許可後の留意事項

4-1 許可の公表

(関係条文: 法第 12 条第 4 項, 第 16 条第 3 項・省令第 9, 10 条)

法第 12 条第 1 項の許可を受けたものは、下記 I・Ⅱにより、公表する。なお、法 16 条 第 1 項に基づく変更許可・変更届を受けた場合も、同様に当該内容を公表する。

I. 公表方法

岐阜市公式ホームページにて公表する。

II. 公表事項

- ①工事主の氏名又は名称
- ②宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ③宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④工事の許可年月日
- ⑤工事の許可番号
- ⑥工事施行者の氏名又は名称
- ⑦工事の着手予定年月日
- ⑧工事の完了予定年月日
- ⑨盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑩盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑪盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

4-2 標識の掲示

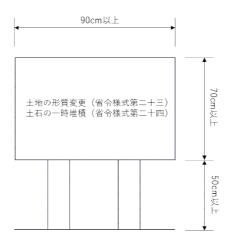
(関係条文:法第49条·省令第87条)

工事の許可を受けた者は、工事に着手する前に、当該許可に係る土地の見やすい場所へ標識を掲げる必要がある。「標識に記載する事項」と「標識の大きさ(図 4-2-1)」は下記のとおり。

[標識に記載する事項]

- ①工事主の氏名又は名称及び住所 (法人の場合は「代表者の氏名」)
- ②工事の許可番号
- ③工事の許可年月日
- ④工事施行者の氏名又は名称
- ⑤現場管理者の氏名又は名称
- ⑥工事の着手予定年月日
- ⑦工事の完了予定年月日
- ⑧宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- ⑨盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑩盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑪盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ⑫工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- ⑬許可を担当した岐阜市の部局の名称及び連絡先 (裏表紙参照)

図 4-2-1



[当該現場以外に「許可を受けた工事の施行に付随する土石」を堆積する場合]

「当該工事に使用する土石」又は「当該工事で発生した土石」を、「当該工事の現場」 又は「その付近」に堆積する行為は許可不要となるが、当該現場以外に土石を堆積する 場所には**同一の標識を掲示**すること。

※「その付近」の範囲は「第1章 1-5 許可を要しない工事」(P1-109)参照

4-3 変更許可申請

(関係条文: 法第 16 条第 1 項・省令第 37 条第 1,2 項・細則第 9 条)

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、省令第 38 条で定める軽微な変更 (次節 4-4 参照)を除き、変更許可を受けなければならない。

変更許可申請に必要な書類は、次のとおりである。

■提出が必要な書類

[提出部数:2部(正・副各1部)]

	2 * 0	10 3/C 1 1 10 (11 H 1 H 1 H 1)			
	区分				
書類の名称	土地の	土石の	様式	備考	
	形質変更	堆積			
宅地造成又は特定盛土等 に関する工事の変更許可 申請書	0	_	省令様式第七		
土石の堆積に関する工事 の変更許可申請書	_	0	省令様式 第八		
従前の許可等の写し	0	0	_	許可、協議成立通知及び届出の 写しを添付	
工事の計画変更に伴って 内容が変更となる書類	0	0	_	変更前及び変更後の書類を 添付すること (変更箇所の明示)	
委任状 (押印又は自署)	0	0	参考様式 第 5	ぐ代理人が申請を行う場合> 許可申請時に添付した委任状 に、当該手続きが委任されてい ることが明記されている場合 は、その委任状の写し可	

※その他必要に応じて市長が書類を求める場合がある

[手数料]

「第2章 2-2 手数料」(P1-204)参照

[工事主が【国又は都道府県、指定都市若しくは中核市】の場合]

- ・「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書(省令様式第七)」に代えて 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(様式第9号)」を用いる。
- ・「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書(省令様式第八)」に代えて 「土石の堆積に関する工事の変更協議書(様式第 10 号)」を用いる。

4-4 軽微な変更に関する届出

(関係条文: 法第 16 条第 1,2 項・省令第 38 条第 1,2 項・細則第 10 条)

工事の許可を受けた者は、以下に該当する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨 を届け出なければならない。

「届出が必要な変更」

- ①工事主の氏名・名称・住所
- ②設計者の氏名・名称・住所
- ③工事施行者の氏名・名称・住所
- ④工事の着手予定年月日
- ⑤工事の完了予定年月日

ただし、⑤における**土石の堆積に関する工事**について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、**変更許可**が必要となる。

軽微な変更に関する届出に必要な書類は、次のとおりである。

■提出が必要な書類

[提出部数:2部(正·副各1部)]

		•								
	区分									
書類の名称	土地の	土石の	様式	備考						
	形質変更	堆積								
宅地造成等に関する		0	細則様式							
工事の変更届出書	O		第 8 号							
従前の許可等の写し				許可、協議成立通知及び届出の						
促削の計引等の争し	O			写しを添付						
				<代理人が申請を行う場合>						
│ 委任状			参考様式	許可申請時に添付した委任状						
女は仏 (押印又は自署)	\circ	\circ	0				0		第 5	に、当該手続きが委任されてい
			A 10	ることが明記されている場合						
				は、その委任状の写し可						

[※]その他必要に応じて市長が書類を求める場合がある

[工事主が【国又は都道府県、指定都市若しくは中核市】の場合]

・「宅地造成等に関する工事の変更届出書(細則様式第8号)」に代えて「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(様式第9号)」もしくは「土石の堆積に関する工事の変更協議書(様式第10号)」を用いる。

4-5 廃止に関する届出

(関係条文:細則第12条)

土地の形質変更に関する工事の許可を受けた者は、当該工事を廃止するときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

法第 22 条(土地の保全等)の規定により、土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等(宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。)に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努める必要があることから、届け出る前に協議を行うこと。

なお、土石の堆積に関する工事においては、**届出の対象外**であるため、完了確認を申請 すること。

■提出が必要な書類

[提出部数:2部(正・副各1部)]

	区	分	L 1/C		
書類の名称	土地の	土石の	様式	備考	
	形質変更	堆積			
宅地造成又は特定盛土 等工事廃止届出書	0	_	細則様式 第 11 号		
従前の許可等の写し	0	_	_	許可、協議成立通知及び届出の 写しを添付	
土地の平面図	0			○縮尺 1/2500 以上 ○方位 ○土地の境界線 ○盛土(緑色)又は切土(茶色) をする土地の部分 ○崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、 排水施設及び地滑り抑止ぐ い又はグラウンドアンカー その他の土留の位置	
土地の断面図	0	_	_	○縮尺 1/2500 以上 ○高低差の著しい箇所について作成すること。 ○盛土(緑色)又は切土(茶色)をする前後の地盤面 ○地盤高(現況・計画)	
現況写真	0	_		○申請地及びその周辺	
委任状 (押印又は自署)	0		参考様式 第 5	< 代理人が申請を行う場合> 許可申請時に添付した委任状 に、当該手続きが委任されていることが明記されている場合 は、その委任状の写し可	

※その他必要に応じて市長が書類を求める場合がある

4-6 中間検査

(関係条文: 法第 18 条第 1, 3 項・政令第 23, 24 条・省令第 45, 46 条・細則第 14 条)

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うもので、下表に示す規模の工事に**特定工程***が含まれる場合に受ける必要がある。(土石の堆積を除く。)

中間検査後の工程に係る工事(排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事)は、 「中間検査合格証」の交付を受けた後でなければ行うことができない。

また、中間検査の結果により是正が必要と判断された場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査合格後に次の施行工程に進むこととなる。

※特定工程:盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときに、「盛土をする前の地盤面」又は「切土をした後の地盤面」に「暗渠排水管を設置する工事の工程」のことをいう。

■中間検査を要する工事の対象規模等

行為	中間検査を要する規模	対象工程	検査申請時期
土地の形質変更	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、 高さ 5m 超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ 5m 超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000 ㎡超 (①~④を除く) ※高さ 30cm 超に限る	特定工程	特定工程に係 る工事を終え た日から 4 日 以内

中間検査申請に必要な書類は、次のとおりである。

■提出が必要な書類

「提出部数:1部]

	区分				
書類の名称	土地の	土石の	様式	備考	
	形質変更	堆積			
宅地造成又は特定盛土 等に関する工事の中間 検査申請書	0	1	省令様式 第十三	省令第 46 条	
従前の許可等の写し	0			許可、協議成立通知及び届出の 写しを添付	
平面図	0			検査対象となる特定工程に係 る工事の内容を明示したもの	
委任状 (押印又は自署)	0		参考様式 第 5	ぐ代理人が申請を行う場合> 許可申請時に添付した委任状 に、当該手続きが委任されてい ることが明記されている場合 は、その委任状の写し可	

※その他必要に応じて市長が書類を求める場合がある

[工区を分けて許可申請した場合]

工区毎に中間検査を申請すること。

[手数料]

「第2章 2-2 手数料」(P1-204)参照

4-7 定期報告

(関係条文: 法第19条第1項・政令第25条・省令第48,49,50条・細則第15条)

定期報告は、下表に示す規模の工事に該当する場合に、**許可日から3ヶ月ごと**に、その 進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものである。

休止中の工事のほか、着手前や準備工など**現場が動いていない場合**においても、許可日から工事完了までの間は、定期報告が必要である。(許可日から3ヶ月を超えない期間内に工事が完了する場合は、定期報告は不要)

また、定期報告の結果により対策が必要と判断された場合は、必要な対策を講じなければならない。

■定期報告を要する工事の対象規模

行為	定期報告を要する規模
土地の形質変更	 ①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ 5m 超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ 5m 超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000 ㎡超(①~④を除く) ※高さ 30cm 超に限る
土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 ㎡超 ②堆積の高さ 30cm 超かつ面積 3,000 ㎡超

定期報告の対象となる報告事項は、次のとおりである。

■報告事項

- TV II 7 'X	
行為	報告事項
뀨 ,玄	①工事が施行される土地の所在地
共通	②工事の許可年月日及び許可番号 ③前回の報告年月日(2回目以上に限る)
	①報告の時点における盛土又は切土の高さ
 土地の形質変更	② パ 盛土又は切土の面積
工地切加負及又	③ パ 盛土又は切土の土量
	④ ″ 擁壁等に関する工事の施行状況
	①報告の時点における土石の堆積の高さ
土石の堆積	②
	③
	④前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量**
	⑤ ″ 新たに除却された土石の土量※

※該当する土石の土量のみ報告すること。なお、**④及び⑤を同時**に施行している場合は、それぞれ報告すること。

定期報告に必要な書類は、次のとおりである。

■提出が必要な書類

[提出部数:2部(正・副各1部)]

	区分			
書類の名称	土地の	土石の	様式	備考
	形質変更	堆積		
宅地造成又は特定盛土 等に関する工事の定期 報告書	0		細則様式 第 12 号	
土石の堆積に関する工 事の定期報告書	_	0	細則様式 第 13 号	
現況写真	0	0	_	報告の時点における盛土、切土 又は土石の堆積をしている土地 及びその付近の状況を明らかに するもの
図面等	0	0	_	進捗が確認できるもの 撮影方向を明示
従前の許可等の写し	0	0	_	
委任状 (押印又は自署)	0	0	参考様式 第 5	< 代理人が申請を行う場合> 許可申請時に添付した委任状 に、当該手続きが委任されてい ることが明記されている場合 は、その委任状の写し可

[※]その他必要に応じて市長が書類を求める場合がある

4 - 8完了検査・確認申請

(関係条文:法第17条・省令第39,40,42,43条・細則第13条)

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、土地の形質 変更に関する工事については「完了検査」、土石の堆積に関する工事については「確認申請 に基づく確認」を行う必要があるため、許可を受けた者は、工事が完了した日から4日以 内に検査又は確認を申請しなければならない。

なお、中間検査を受検し、合格証を交付された工事範囲については、完了検査での検査 は行わない。

完了検査申請又は確認申請に必要な書類は、次のとおりである。

■提出が必要な書類

「提出部数:1部] 区分 書類の名称 土地の 土石の 様式 備考 形質変更 堆積 宅地造成又は特定盛土 省令様式 等に関する工事の完了 \bigcirc 省令第40条 第九 検査申請書 土石の堆積に関する 省令様式 \bigcirc 省令第43条 工事の確認申請書 第十一 許可、協議成立通知及び届出の写 従前の許可等の写し \bigcirc \bigcirc しを添付 ○区域全景 写真(全景) \bigcirc \bigcirc (着工前・着工後の対比) ○施工状況·堆積状況、 写真(工程) \bigcirc \bigcirc ○出来形等 <代理人が申請を行う場合> 許可申請時に添付した委任状に、 委任状 参考様式 \bigcirc \bigcirc 当該手続きが委任されているこ (押印又は自署) 第 5 とが明記されている場合は、その 委任状の写し可

※その他必要に応じて市長が書類を求める場合がある

「工区を分けて許可申請した場合」

工区毎に完了検査申請又は確認申請を申請すること。

第5章 その他手続きの留意事項

5-1 区域指定の際に既に行われている宅地造成等工事の届出

(関係条文:法第21条第1項)

規制区域の指定日(令和7年4月1日)に、現に土地の形質変更や土石の堆積など規制対象となる工事(「1-4 許可を要する工事」(P1-106)参照)を行っている場合は、許可は不要であるが、指定日から21日以内に岐阜市長にその工事内容を届出する必要がある。

届出期間:令和7年4月1日(火)~令和7年4月21日(月)まで

届出に必要な書類など、手続きの詳細は、別に定める「**宅地造成及び特定盛土等規制法** に基づく岐阜市届出の手引(規制区域指定の際に既に行われている工事の届出)」を参照す ること。

5-2 擁壁等に関する工事の届出

(関係条文: 法第 21 条第 3 項・政令第 26 条・省令第 55 条・細則第 16 条第 1 項)

以下の工事を行おうとする者は、**工事に着手する 14 日前**までに、その旨を市長に届け出なければならない。

なお、法第22条(土地の保全等)の規定により、土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等(宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。)に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努める必要があることから、届け出る前に協議を行うこと。

[届出が必要な工事]

下記①~⑥の「全部」又は「一部」の除却

- ①高さが 2mを超える擁壁
- ②高さが 2mを超える崖面崩壊防止施設
- ③地表水等を排除するための排水施設
- ④地滑り抑止ぐい
- ⑤ グラウンドアンカー
- ⑥その他の土留

■提出が必要な書類

[提出部数:2部(正·副各1部)]

書類の名称	様式	備考
擁壁等に関する工事の届出書	省令様式 第十七	省令第 55 条
位置図	_	○縮尺 1/10000 以上○方位○道路及び目標となる地物
土地の平面図	_	○縮尺 1/2500 以上 ○方位 ○土地の境界線 ○盛土(緑色)又は切土(茶色) をする土地の部分 ○崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、 排水施設及び地滑り抑止ぐ い又はグラウンドアンカー その他の土留の位置
土地の断面図	_	○ 縮尺 1/2500 以上 ○ 高低差の著しい箇所について 作成すること。 ○ 盛土 (緑色) 又は切土 (茶色) をする前後の地盤面 ○ 地盤高 (現況・計画)
現況写真	_	○申請地(赤枠で囲むこと)及び その周辺 ○除却するもの
委任状 (押印又は自署)	参考様式 第 5	<代理人が申請を行う場合>

※その他必要に応じて市長が書類を求める場合がある

5 - 3届出工事の変更に関する届出

(関係条文:細則第16条第3項)

「5-1 区域指定の際に既に行われている宅地造成等工事の届出」又は「5-2 擁 壁等に関する工事の届出」をした工事の計画の変更をしようとするときは、当該変更に関 する図書を添付して、遅滞なく当該変更後の工事の計画を市長に届け出なければならない。

■提出が必要な書類

■提出が必要な書類			[提出部数:2部(正・副各1部)]	
	区	区分		
書類の名称	土地の	土石の	様式	備考
	形質変更	堆積		
届出工事の変更届出書			細則様式	
温田工事の友文温田自	O	O	第 14 号	
 従前の届出の写し	\circ	\circ		_
7C 114 7 / EE EE EE EE	Ü	<u> </u>		
当該変更に関する図面等	0	0		_
	Ü	Ü		
委任状 (押印又は自署)	0	0	参考様式 第 5	<代理人が申請を行う場合>

[※]その他必要に応じて市長が書類を求める場合がある

5-4 公共施設用地の転用の届出

(関係条文:法第21条第4項・省令第56条・細則第16条第2項)

規制区域内の土地において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、その**転用した日から14日以内**に、その旨を市長に届け出なければならない。

●提出が必要な書類

[提出部数:2部(正・副各1部)]

書類の名称	様式	備考
公共施設用地の転用の届出書	省令様式 第十八	省令第 56 条
位置図	_	○縮尺 1/10000 以上○方位○道路及び目標となる地物
土地の平面図	_	○縮尺 1/2500 以上 ○方位 ○土地の境界線 ○崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、 排水施設及び地滑り抑止ぐ い又はグラウンドアンカー その他の土留の位置
委任状 (押印又は自署)	参考様式 第 5	<代理人が申請を行う場合>

[※]その他必要に応じて市長が書類を求める場合がある

5-5 適合証明書

(関係条文:省令第88条・細則第17条)

建築基準法において、盛土規制法の規定に適合することを証する適合証明書の交付が必要な場合は、申請することができる。

なお、この適合証明書は、当該盛土及び切土(以下「当該行為」という。)に対して、法の規定に適合(許可を要しない等)していることを証するもので、既存の盛土、切土及び 擁壁等(以下「既存盛土等」という。)の安全性を証明するものではない。

したがって、申請区域に既存盛土等がある場合は、土地の所有者、管理者又は占有者に おいて、安全性を確認した上で、当該行為を実施する必要がある。

適合証明書の申請に必要な書類は、次ページのとおりである。

[適合証明書の取得について]

単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、通常、 取得は不要である。また、許可が必要な場合にあっても、許可証の写しで足りることから、 通常、取得は不要**である。

※許可を受けたことの証明は、工事完了から建築工事が連続して行われ、かつ、検査済 証(原本)がある場合に限り交付する。

[許可要否の判定チェックシートの活用について]

政令に定める規模以下のため、盛土規制法に基づく許可が不要であることについて、各種法令に基づく許認可等の手続において説明等が必要な場合には、適宜、「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に係る許可要否の判定チェックシート」([資料編] P2-739)の活用を検討すること。

[手数料]

「第2章 2-2 手数料」(P1-204) 参照

第5章 その他手続きの留意事項

■適合証明書交付申請に要する添付書類 [提出部数:正本 1部・副本 必要部数]

■適合証明書交付甲請に要す		
添付書類	様式	備考
共通		
□チェックリスト (本ページ)		○すべての□にチェックをして提出すること。(該当しない書類等は「-」を記載)
□ 宅地造成等適合証明書交付申請書	細則様式 第 15 号	
□事業計画書	_	○事業目的○造成計画[資料編]P2-739の「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に係る許可要否の判定チェックシート」を造成計画の説明として利用可<上記の判定チェックシートを利用しない場合>
		○「盛土規制法の規定に適合すること(許可を要しない等)」の説明○建築敷地及び隣接地等と一体的な盛土又は切土の有無
□位置図	_	○縮尺 1/10000 以上 ○方位、道路、目標となる地物、申請区域の位置
□公図 (法務局保管)の写し	_	○3か月以内のもの ○敷地の境界(赤枠で囲むこと) ○必要に応じて合成図を作成すること
□土地の現況図	_	○縮尺 1/2500 以上○方位○敷地の境界線(赤枠で囲むこと)○土地利用状況(現況)○現況地盤高○既存の崖、擁壁、排水施設の位置○道路等公共施設の名称
□土地の平面図		 ○縮尺 1/2500 以上 ○方位 ○敷地の境界線(赤枠で囲むこと) ○盛土(緑色)又は切土(茶色)をする土地の部分 ○計画地盤高 ○崖、擁壁、排水施設の位置 ○道路等公共施設の名称
□土地の断面図	_	○縮尺 1/2500 以上 ○盛土(緑色)又は切土(茶色)をする前後の 地盤面
□土地の求積図	_	○土地の実測面積(交付申請書 2 欄) ○盛土又は切土をする面積(30cm 超)
□委任状 (押印又は自署)	参考様式 5	○代理人が申請を行う場合
令第5条第1項各号又は省	令第8	条第1項各号に定める工事に該当する場合
□政令第5条第1項各号 又は 省令第8条第1項各号 に定める工事に該当 することを証する書類	_	政令第5条第1項 ○一号(鉱業法関係) ○二号((報期係) ○二号((砂利採取)) ○二号((砂利採取)) ○四号((砂利採取)) (省) (省) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	とより	・七号(森林作業道等を整備する工事)

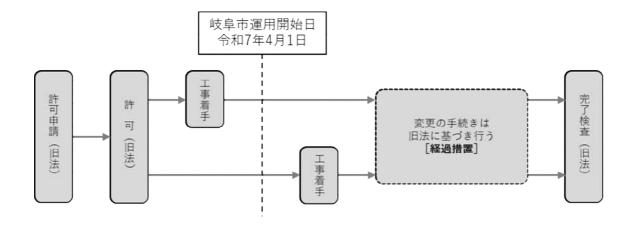
※その他必要に応じて書類を求める場合がある

第6章 経過措置

(関係条文:法附則(令和4年5月27日法律第五五号)抄 第2条第2項)

旧宅地造成工事規制区域内で旧法第8条第1項の許可を受けて行われる宅地造成に関する工事は、経過措置により、令和7年4月1日以降も旧法の規定が適用されるため、旧法どおりの手続きを行うこと。(図6参照)

図 6



宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく岐阜市盛土等許可申請の手引き(第3版)

[本編]

令和7年11月7日

発行:岐阜市 まちづくり推進部 開発・盛土指導課

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1 電話番号 : 058-214-4509 FAX番号 : 058-264-1760

メールアドレス: kaihatsu-morido@city.gifu.gifu.jp